

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年12月5日

提出者 武蔵野市長職務代理者
武蔵野市副市長 伊藤英穂

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。<u>以下同じ。</u>）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。） 当該子が1歳2か</p>	<p>（育児休業法第2条第1項の条例で定める日）</p> <p>第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 非常勤職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）<u>又はパートナーシップ制度の相手方（武蔵野市男女平等の推進に関する条例（平成29年3月武蔵野市条例第1号）第2条第12号に規定するパートナーシップの届出を受理したことを証する書面の交付又は同号に規定するパートナーシップ制度と同等の制度であると市長が認める他の地方公共団体のパートナーシップに関する制度による証明を受けたパートナーシップ制度の相手方であって、職員と同居し、かつ、生計を一にしているものをい</u></p>	<p>字句の改正</p>

月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業又は武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第10条第1項若しくは第2項その他の規定による妊娠出産休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日）

う。）（以下「配偶者等」という。）が当該非常勤職員の養育する子の1歳到達日以前のいずれかの日において当該子を養育するために育児休業法その他の法律の規定による育児休業（以下「地方等育児休業」という。）をしている場合において当該非常勤職員が当該子について育児休業をしようとするとき（当該育児休業の期間の初日とされた日が当該子の1歳到達日の翌日後である場合又は当該地方等育児休業の期間の初日前である場合を除く。）

当該子が1歳2か月に達する日（当該日が当該育児休業の期間の初日とされた日から起算して育児休業等可能日数（当該子の出生の日から当該子の1歳到達日までの日数をいう。）から育児休業等取得日数（当該子の出生の日以後当該非常勤職員が労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条の規定による産前産後の休業又は武蔵野市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（昭和26年8月武蔵野市条例第26号。以下「勤務時間条例」という。）第10条第1項若しくは第2項その他の規定による妊娠出産

<p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた</p>	<p>休暇により勤務しなかった日数と当該子について育児休業をした日数とを合算した日数をいう。）を差し引いた日数を経過する日より後の日であるときは、当該経過する日)</p> <p>(3) 1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日</p> <p>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者等が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされ</p>	<p>字句の改正</p>
--	--	--------------

日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

た日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)の翌日(当該配偶者等がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者等が当該子の1歳到達日(当該配偶者等が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合

字句の改正

字句の改正
字句の改正

ウ及びエ (略)

(育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条
第1項の条例で定める場合
は、1歳6か月から2歳に達
するまでの子を養育する非常
勤職員が、次の各号に掲げる
場合のいずれにも該当する場
合(当該子についてこの条の
規定に該当して育児休業をし
ている場合であって次条第7
号に掲げる事情に該当する
ときは第2号及び第3号に掲
げる場合に該当する場合、規則
で定める特別の事情がある場
合にあつては同号に掲げる場
合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子
の1歳6か月到達日の翌日
(当該非常勤職員の配偶者
がこの条の規定に該当し、
又はこれに相当する場合に
該当して地方等育児休業を
する場合にあつては、当該
地方等育児休業の期間の末
日とされた日の翌日以前
の日)を育児休業の期間の初
日とする育児休業をしよう
とする場合

(2) 当該子について、当該非
常勤職員が当該子の1歳6
か月到達日において育児休
業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者が当該

ウ及びエ (略)

(育児休業法第2条第1項の
条例で定める場合)

第2条の4 育児休業法第2条
第1項の条例で定める場合
は、1歳6か月から2歳に達
するまでの子を養育する非常
勤職員が、次の各号に掲げる
場合のいずれにも該当する場
合(当該子についてこの条の
規定に該当して育児休業をし
ている場合であって次条第7
号に掲げる事情に該当する
ときは第2号及び第3号に掲
げる場合に該当する場合、規則
で定める特別の事情がある場
合にあつては同号に掲げる場
合に該当する場合)とする。

(1) 当該非常勤職員が当該子
の1歳6か月到達日の翌日
(当該非常勤職員の配偶者
等がこの条の規定に該当
し、又はこれに相当する場
合に該当して地方等育児休
業をする場合にあつては、
当該地方等育児休業の期間
の末日とされた日の翌日以
前の日)を育児休業の期間
の初日とする育児休業をし
ようとする場合

(2) 当該子について、当該非
常勤職員が当該子の1歳6
か月到達日において育児休
業をしている場合又は当該
非常勤職員の配偶者等が当

字句の改正

字句の改正

<p>子の1歳6か月到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>該子の1歳6か月到達日（当該配偶者等がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳6か月到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合</p> <p>(3)及び(4) (略)</p>	<p>字句の改正</p>
<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	<p>(再度の育児休業をすることができる特別の事情)</p> <p>第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。</p>	
<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>(1)から(4)まで (略)</p> <p>(5) 配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の育児休業の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について再度の育児休業をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。</p> <p>(6)及び(7) (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児休</p>	<p>(育児休業の期間の再度の延長ができる特別の事情)</p> <p>第4条 育児休業法第3条第2項の条例で定める特別の事情は、配偶者等が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者等と別居したことその他の育</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>

業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等)

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

児休業の期間の延長の請求時に予測することができなかつた事実が生じたことにより当該育児休業に係る子について育児休業の期間の再度の延長をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこととする。

(妊娠、出産等についての申出があつた場合における措置等)

第12条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者等が妊娠し、若しくは出産したこと又はこれらに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 (略)

字句の改正

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

武蔵野市パートナーシップ制度の導入等を踏まえ、所要の改正を行うものである。